



内閣府

プレスリリース

乳等表示基準府令の一部改正に係る答申について

平成26年12月3日
内閣府消費者委員会事務局

平成26年7月23日付けで内閣総理大臣から諮問を受けた以下の件に関し、消費者委員会食品表示部会及び消費者委員会本会議で審議を行い、平成26年12月2日の第178回消費者委員会本会議で結論が得られたことを受け、平成26年12月2日付けで、消費者委員会委員長より内閣総理大臣あてに答申を行った。

- ◆ 平成26年7月23日付け諮問 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第46号)

1. 第178回消費者委員会本会議における審議内容は以下の通り。

通常、食品表示基準に関する審議は食品表示部会で行っており、本件についても、第35回部会において「諮問された改正案のとおり一部改正することが適当である」と議決された。その後、部会での議決と議論状況を部会長から委員長に報告したところ、部会が出された問題意識を附帯意見として答申に付すことについて本会議で議論を行うほうが良いとの判断がなされ、本会議において、附帯意見を追加することについての審議が行われた。

2. 第178回消費者委員会本会議において結論が得られたため、平成26年12月2日付けで、消費者委員会委員長から以下を内容とする答申が行われた。

- ・ 諮問された改正案のとおり一部改正することが適当である。

なお、諮問案を検討する過程において別紙の意見が出されたため、附帯意見として付す。

※別添：答申書（諮問を受けた改正案を含む）

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担当：錦織・山中・小國

電話：03-3507-9945

FAX：03-3507-9989